

一一〇一二 平城宮跡資料館秋期特別展

地下の正倉院 平城宮第一次大極殿院のすべて 第3期展示本簡

第1期	一〇月二〇日(土)	一一月四日(日)
第2期	一一月六日(火)	一一月一八日(日)
第3期	一一月二〇日(火)	一二月二日(日)

本簡は三期に分けて展示します。

I 大極殿院の時代

【造営期の木簡】

14 伊勢国から納められた米の荷札²

(三三七)次、整地土出土。『平城宮木簡』七(以下略)一一二八七)

(表)伊勢国安農郡県
(裏)里人飛鳥戸椅万呂五斗

長さ一三三・幅一八・厚さ四 ○三二型式

伊勢国安農郡県里は、『和名抄』では「英太」と表記される。
今の三重県津市西部付近に比定される。

長さ・幅とも比較的小型の米の荷札。文字はお世辞にも上手とは言いがたく、「農」の字などはまるで「曲辰」のようである。
しかも、「県里」の「県」は表に、「里」は裏に、と言葉の途中で表裏をまたいでしまっている。こうした書きぶりや文字の雰囲気、それに「里人」という用語や「アガタ」という地名を一文字で書いてしまう表記方法など、まるで藤原京時代の木簡のような雰囲気を強く感じさせる。なるほど、大極殿院工事中にもたらされて捨てられた、平城京時代幕開け期の木簡に相応しいたゞまいである。

15 丹波国から納められた白米の荷札³

(九一次、整地土出土。一一三〇六)

(表)丹波国氷上郡石□里笠取直子万呂一俵納
(裏)白米五斗 和銅□年四月廿三日

長さ一九九・幅二一・厚さ六 ○三二型式

丹波国氷上郡石負里は、今の兵庫県氷上郡石生と柏原町を含む地域。同じ整地土から、同じく丹波国氷上郡石負里からとみられる米の荷札がこの木簡を含めて四点出土している。いずれも同一人物が書いたものとみられる。

白米の荷札では、「五斗」とか「米五斗」のように品目と内容量を簡単に示すのが普通だが、15では「丁寧なことに、「一俵」と併記している。こうした書き方は、一緒に出ている四点中三点で確認できる(残りの一点も折れていて残らないだけで同じ書き方の可能性が高い)。そしてこれら以外には今のところ見つかっていない、稀有な事例である(少なくともこれら三点が同筆と見られることや、その書きつぶりの特徴については、2期解説シートの木簡をよむ⁵をご覧ください)。

ちなみに、「俵」と表記し、その後ろに内容量だけを続けて記す木簡は他にも存在する。ただし、その場合は「一石」の事例がほとんどで、そのほかも「中途半端」な数量である。『延喜式』

によれば、俵の容量は五斗という規定だから（雜式公私運米條）、五斗はあたりまで書く必要はない。つまり、量を明記するのはあたりまえでないときが普通なのである。

文字は比較的手慣れて上手だから、事務作業に精通しておらず、ついつい何でも書いてしまったというわけではないだろう。書き手が丁寧というか、くどいというか、あるいは書き手の上司がそういう性格だったか、想像の膨らむところである。

16 播磨国から納められた（俵）の荷札2

（九一次、整地土出土。一一三一三）

（表）播磨国宍粟郡山守里
（裏）山部加之川支

長さ一五一畳・幅一八畳・厚さ六畳 ○五一型式

播磨国宍粟郡山守里は、『和名抄』の播磨国宍粟郡安師郷、今の兵庫県姫路市安富町と宍粟市山崎町付近にある。恐らくは荷札だと思われるが、物品は不詳。あるいは、都に来ていた人物が、荷物につけていたような使い方も考えられるかもしれない。

「山守里」という地名には、物語がある。『播磨國風土記』によると、もともと「須加」という地名だったが、山部三馬という人物が里長になつたので「山守里」という里名になつた。そののち、安師川という川の名前にちなんで「安師一郷となつたとのことである。この木簡に登場する、山部加之川支さんも、山部氏の一族で、地元では幅をきかせていた人物、という可能性もなへはないだろう。

木簡をよむ10 木簡読み泣かせの木簡

播磨国の木簡16には、木簡報告者泣かせの問題点が二つある。

まずは形。上も下も尖つていて、だからどうした、と言われそうだが、木簡には「型式番号」という形を表記する約束事がある。片方が尖つていたら「〇五一型式」。尖つている、ということは、何かに突き刺そうとしたからだ、という想定が念頭にある。一方、両方尖つていることを表現する型式番号はない。この木簡は、だから「〇五一型式」となる。だが、この木簡の下が尖つっているのは、おそらく上が尖つているのとその性格に大きな差はない。上側と似たような、「デザイン」なのでは、と思わせる。何かに突き刺したわけではないんだろうと思うのだが、約束上「〇五一型式」とせざるを得ない。そのあたりの観察結果を、どうにか表現できないか、と思い悩むのだ。

次は文字の表現方法。木簡に書いてある通りにすればよい、と思いや、なかなかこれが手強い。この木簡の「山部加之川支」について、報告書やデータベースではわざわざ「川」の字形は「ツ」と断つている。実物の木簡をご覧いただきたい。なるほど、実際「ツ」に見える。現在のカタカナの「ツ」の字形を「つ」の音を示すために用いる事例は、大宝二年（七〇二）御野（美濃）国戸籍をはじめ、八世紀初頭にも数多い。となると、単純に「ツ」とした方が、「カシツキ」という人名らしいのではないか。そこで、念のために『日本国語大辞典』の「つ」をひいてみると……、なんと、ひらがなの「つ」やカタカナの「ツ」は「川」「州」という字がもとになつていて、というではないか。万葉仮名でも「川」「州」で「つ」に当てる事例もあるらしい。書かれた字の形は「ツ」。読み方も「つ」。でも、まだカタカナがちやんと成立しているわけではないから、「川」を雑に書いたと考える。しかしこの時代の「川」は三画目を右に曲げる例が多いのである。実際に書かれた文字を、現在の字でどのように表記するのか。こうしたかなり悩ましい場面に出くわすことしばしばなのである。

17 備後国から納められた俵の荷札

（九一次、整地土出土。一一三一一）

不知山里俵五斗八升

長さ一七一畳・幅一四畳・厚さ二畳 ○五一型式

俵につけられた荷札の木簡。「五斗八升」とあることから庸米の荷札と考えられる。旧暦ではひと月が二九日ないし三〇日であり（三一日ある月はない）、それに対応して庸米は五斗八升または六斗にまとめられる。つまり一日あたり一升という計算になる。「不知」と書いて「いさ」と読む事例が『万葉集』にある（巻四一四八七、巻七一一〇八四）ことから、「不知山」は「いさやま」と読み、『和名抄』の備後国沼隈郡諫山郷（今の広島県福山市域か）にあたるとみられる。

18 参河国から調として納められた塩の荷札

（九一次、整地土出土。一一三〇一）

（表）三川国飽海郡大鹿部里人
（裏）大鹿部塩御調塩三斗郡

長さ一七五mm・幅三〇mm・厚さ三mm ○一一型式

参河国から調として納められた塩の荷札の木簡。「調」は大化前代の「ミツキ」（貢ぎ物）に由来する租税で、八世紀前半までは18のように「御」を添えて「御調」と表記する例が多く見られる（国による偏りもある）。塩は三斗（今の約一斗三升五合、約二四リットル）でまとめられる事例が多いが、43（一期展示）のようの一斗、あるいは二斗単位の荷札の例もある。

「三川国飽海郡大鹿部里」は、『和名抄』の参河国渥美郡大壁郷（今の愛知県田原市付近）にあたる。現在では「三河」と書くのが一般的だが、古代では「参河」が正式で、この場合の「参」は、今でも小切手などで使われる大字（壹貳參肆伍…）といつた画数の多い数字表記）で、つまりは同じ意味となる。しかし、18のような「三川」はあまり多くない。ヨコ画三本、タテ画三本、まるで手抜きのよう感じられるが、これは主に七世紀に用いられていた古い表記である。地名表記が地名起源とは無関係に意味の良い二文字に固定していくのは、和銅六年（七一二）以降のこ

19 国郡名を列記した木簡

（九一次、整地土出土。一一三三五）

（表）鵜甘部郡穂郡越中國讃岐国
（裏）津伎国針間国近江国

長さ（二七一）mm・幅二七mm・厚さ四mm ○五一型式

国郡名を列記した木簡。おそらく習書（筆慣らしなど）を含む、広義の練習）であろう。なかなかの達筆である。上下端が山形に成形されるが、表面最後の「国」の左下が切れていることから、文字を記したあと、二次的に加工されている可能性がある。

表面の越中國・讃岐国、および裏面の近江国は普通の表記で、それぞれ今の富山県・香川県・滋賀県にあたる。一方、「針間」は播磨国（今の兵庫県南西部）の古い表記である。
古風な地名の記し方は「鵜甘部郡」「穂郡」「越中國」「讃岐国」などと書く。兩者はそれぞれ『和名抄』の美濃國（方ヶ原郡鵜養郷（今の岐阜県・岐阜市中部）、参河国宝飯郡（のちの宝飯郡。今の愛知県蒲郡市・豊川市・豊橋市周辺）にあたると思われ、『和名抄』では二文字で表される地名が三文字や一文字で書かれる点に特徴がある。地名は和銅六年（七一二）に意味の良い二文字での表記に統一するよう命じられ、以後は徐々に固定されていくが、古い時代ほどさまざまな表記が用いられていた。

とある。後に「大壁」に固定する18の地名表記「大鹿部」もこうした古い表記を残すものである。
「大鹿部塩」（おおかべのしお）は貢進者の名。姓の「大鹿部」は他の史料で存在が知られる「大鹿臣」氏や「大鹿首」氏の部民ということなので、このままの表記が続いたことだろう。なお、「塩」一文字の名は類例がなく（塩麻呂や広塩などの例はあるが）、もしかすると「御調塩」と続くことから錯誤が生じてしまった可能性もある。

なお、19から参河国宝飯郡は元来「ほ」郡であつたことがうかがわれるが、一音の地名に二文字をあてるのには難儀したであろう。紀伊国（今の和歌山県、元は「木の国」の意）なども同様の事例である。裏面の冒頭の「津伎」も国名などの古い表記とみられるが、該当する地名が思い浮かばない。

【楼閣名の見える木簡】

22

東西楼閣のことが書かれた木簡³

（九七次、堰状遺構SX八四一一出土。一一九〇〇）

西高殿四人 

長さ（一三七）■・幅（一一）■・厚さ六 ■ ○八一型式

「西高殿」に關わる木簡。「高殿」は重層の建物のことで、20（1期展示）や21（2期展示）にもみえる。見つかった位置や同時に出土した木簡の年紀から考えると、これらの木簡の「高殿」は、天平年間初期（七三〇頃）に大極殿院の南面築地回廊に増設された東西楼閣を意味するとみられる。22は「西」と断つているからそのうちの西楼を指す。

「四人」とあるのは、西楼に何らかの人員を配しているのであろう。21（2期展示）は東樓造営に「飛驒工」（今岐阜県北部）出身の木工職人のエキスパート集団）があたついたことを記しており、22も西楼造営に関する内容である可能性が高い。やはり何らかの職人を割り当てているのか、あるいは単純労働の役夫の配置指示であろうか。

【楼閣掘立柱抜取穴の木簡】

33

大殿の警備担当者の記録

（七七次、東樓SB七八〇二柱抜取穴出土。一一三九六）

（表）大殿守四人 

（裏）大殿守四人 右五人 

長さ（二三四）■・幅（一一）■・厚さ九 ■ ○八一型式

「大殿」の警備担当者に関する木簡。裏面の「大殿四人」は墨で抹消されている。「大殿」は、天皇クラスの貴人の起居する区画内の中心建物。33は東樓の柱抜取穴から出土している。第一次大極殿を「大殿」と呼んだとは考えにくいし、東西楼閣が解体されつつあるこの時期（天平勝宝四・五年（七五二・七五三））、第一次大極殿（恭仁京へ移築されていて既にない）

考えられるのは、西宮の正殿を指す可能性である。第一次大極殿院を西宮に造り変える際、南北を縮めてほぼ正方形の区画へと改めているが、一般に工事は内部から行い、外郭は最後に仕上げるのが自然であろう。したがつて東西楼閣解体を含む南辺改造工事時には、すでに西宮の正殿以下の建物群はほぼ完成していたと解することもできる。その意味で33は、西宮造営工事の進行過程を考える手がかりとなり得る木簡である。

もつとも、ことはそう単純ではない。西宮の造営開始時期は、論理的には天平一七年（七四五）の平城還都まで遡り得るけれども、発掘調査では開始時期を明示する物証はほかには得られていない。また、東西楼閣の柱抜取穴の木簡には、兵士が造営工事に携わつたことを示唆するものがあり、大殿の警備に関する33も、よそから持ち込まれた可能性を完全には否定できない。そうなると、東区にある内裏正殿を指す可能性も皆無ではないことになる。33だけでは解決の付かない問題に行き着くのである。

34 衛門府の物品の付札²

(七七次、東樓SB七八〇二柱抜取穴出土。一一四一九)

衛門府

長さ一一九■・幅一五■・厚さ三■ ○三三型式

「衛門府」とのみ書かれた木簡。上端に紐をくくりつけるための切り込みがあり、衛門府に関わる物品につけられた付札と思われる。小振りだが端正な作りで、文字も筆画するほど美しい筆跡である。

衛門府は、平城宮を囲む大垣に開く宮城門（朱雀門など）を警備する軍隊。門の警備を代々の職掌とする門部と呼ばれる氏族が、上京した諸国の兵士（=衛士）を率いて職務にあたった。東樓の柱抜取穴からは、34と瓜二つの木簡がもう一点出土している（一期展示24）。34の方が頭が一センチほど短いが、幅と厚みはほぼ同様、切り込みと文字の位置もほとんど同じである。筆跡も似通つており、同一人物の手になると思われる（ただし「門」字のぐずし方が若干異なる）。さらに、ほかにも「衛門府」と書かれた木簡がある（二期展示28）。西樓柱抜取穴からの出土。東西樓閣が取り壊された天平勝宝四・五年（七五二・七五三）頃、大極殿院南辺付近で衛門府が何らかの活動を行っていたことは確かなようである。

35 東市司から物品を進上する木簡

(三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五一〇)

（表）東市司進上



（裏）天平勝宝四

長さ（九八）■・幅（四四）■・厚さ（二）■ ○三九型式

34 衛門府の物品の付札²

(七七次、東樓SB七八〇二柱抜取穴出土。一一四一九)

衛門府

長さ一一九■・幅一五■・厚さ三■ ○三三型式

「衛門府」とのみ書かれた木簡。上端に紐をくくりつけるための切り込みがあり、衛門府に関わる物品につけられた付札と思われる。小振りだが端正な作りで、文字も筆画するほど美しい筆跡である。

衛門府は、平城宮を囲む大垣に開く宮城門（朱雀門など）を警備する軍隊。門の警備を代々の職掌とする門部と呼ばれる氏族が、上京した諸国の兵士（=衛士）を率いて職務にあたった。東樓の柱抜取穴からは、34と瓜二つの木簡がもう一点出土している（一期展示24）。34の方が頭が一センチほど短いが、幅と厚みはほぼ同様、切り込みと文字の位置もほとんど同じである。筆跡も似通つており、同一人物の手になると思われる（ただし「門」字のぐずし方が若干異なる）。さらに、ほかにも「衛門府」と書かれた木簡がある（二期展示28）。西樓柱抜取穴からの出土。東西樓閣が取り壊された天平勝宝四・五年（七五二・七五三）頃、大極殿院南辺付近で衛門府が何らかの活動を行っていたことは確かなようである。

35 東市司から物品を進上する木簡

(三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五一〇)

（表）東市司進上



（裏）天平勝宝四

長さ（九八）■・幅（四四）■・厚さ（二）■ ○三九型式

東市司から進上された物品に付けられていた木簡。使用後に下端が斜めに切断されており、具体的な品目はわからない。上級の役所に物品を届ける場合、切り込みのない長方形の木簡を使う場合が多い。これを普通、進上状と呼んでいる。荷札としての機能よりも、送り状としての機能を優先するためとみられる。35は数少ないその例外である。

市司は、市の管理や物価統制などを行う役所。左京（東）・右京（西）にひとつずつ官営の市が設置され、宮内の各役所もそこで必要物資や食料品を調達していた。平京城の東市は左京八条三坊五・六・十一・十二坪に置かれていたと考えられている。裏面の「天平勝宝四」年は、七五二年。東西樓閣の解体時期を考える際の重要な手がかりとなる木簡の一つである。

36

「おかげがましい」という役人のつぶやきが書かれた木簡

(三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五一二)

（表）

□ 飯二升許乞 右 先日乞 従
 □ 更下□「白」
 □ 「訖カ」 「外カ」
 □ 「食藥 醬カ」
 □ 「常食菜甚惡」

長さ（一一四）■・幅（四四）■・厚さ（一）■ ○一九型式

（裏）
 □□末□

「飯二升」を請求する文書木簡。請求先に直接送る正式文書（正文）ではなく、下書きのようなものであろう。「常食」は、「下級役人に朝夕支給される給食のこと」「常食菜甚惡（常食ノ菜甚ダ惡シ）」は、「おかげがましい」という役人の愚痴であろう。木簡は時おり、生々しいほどリアルな古代人の姿を私たちに垣間見せてくれる。似たような木簡に、「早令官得（早ク官ヲ得サシメヨ）」と書きつけられたものがある（『平城宮発掘調査出土木簡

概報』三九、一七頁上段。以下、城三九一一七上)。これも「早く職につけて欲しい」という、役人の心の声と思われる。

36は、非常に細かな破片に分かれてしまっている。木簡の点数は、例えば有名な「長屋親王宮鮑大賛十編」のような立派な荷札も一点、ほんの一点一画の墨がついているだけの小さな削屑(再利用のために木簡の文字面を刀子(=小刀)で削り取った時にできる削りカス)も同じく一点と数える。ただし、36のようにバラバラになつていても、単体の木簡と認められる時はたとえ何片あろうとすべてあわせて一点とする。

37 「修理正倉」「肥後国」「妙法蓮華」などと書かれた落書きの木簡

(七七次、東棲SB七八〇二柱抜取穴出土。一一三九七)

(表) 応修理正倉□

〔裏〕右 肥後国山鹿郡
「妙法蓮華」

長さ(八八)^{mm}・幅(二五)^{mm}・厚さ三^{mm} ○八一型式

別筆である。文字の大きさや雰囲気、割り付けなどが異なる。四周すべて原型をとじめておらず、詳しい内容はわからぬ。正倉は地方の郡家(=郡の役所)に置かるる正税(=税として納められたイネ)保管用の倉のことであり、表面から裏面一文字目「右」までは、正倉の修理に関する文書風の内容と理解できる。「肥後国山鹿郡」(今の熊本県山鹿市)は、あるいは修理すべき正倉の所在地であろうか。別筆「妙法蓮華」は、他の部分とは内容的にも異質で、墨で抹消されていることからみても、落書きであろう。

木簡をよむ11

第一次大極殿院周辺で衛門府は何をしていたか?

34などからは、第一次大極殿院周辺で衛門府が何らかの活動を行っていたことがうかがえる。平城宮を囲む宮城門を守るべき衛門府が、宮中枢のこの地で何をしていたのだろうか。

最も可能性が高いのは、東西棲閣解体工事の労働力として衛士たちが投入されていた、という想定であろう。衛士を本務以外で使役してはならないという禁令が出されていることから(『続日本紀』神龜四年(七二七)三月乙亥条)、実際には衛士を単純労働力として充当することはままあつたようである。

また24(一期展示)や34は素つ氣なく「衛門府」と記すのみで、具体的な物品名には言及していない。つまり、つけられた物品の所有者しか表示しない付札である。そのようなものが使用される場面を考えると、この地で衛門府以外の役所も一緒に活動しており、かつそれらが似たような道具なり食品なりを所持・使用していた、だからこそ札をつけて識別し管理する必要があつた、ということになるだろう。西棲柱抜取穴からは「左衛士府」「□[兵カ]衛」「中衛」と書かれた削屑も出土しており(『平城宮木簡』七一一五〇八・一一五四八・一一六二八)、衛府(衛門府など種々の軍隊の総称)関連の史料が目立つ。通常の人夫に加えて衛府が総出で大工事にあたつていた光景をすら想像させるものであり、またそのような環境の中でこそ、24や34の付札は、活躍の場を得られるようと思われるのである。

衛士たちが汗水たらして、あの巨大な柱を引き抜いている様子が目に浮かぶ……、とまで言つたら、想像の翼を広げすぎだらうか。

【大極殿院周辺の木簡】

52

四つ葉のクローバー状に書かれたまじないの木簡

(一七七次 整地土下層木屑層・炭層出土。一二七一六)

(右側面) 急々如々律々令々

(表) 大部若万呂 □ 河 大部若万呂

天剛々々

大部若万呂 热 □ 天剛々々

大部若万呂 天剛々々

長 □

(左側面) 急々如々律々令々

長さ二三三畳・幅七八畳・厚さ(一九)畳 ○一型式

〔丈〕部若万呂(呪符)の木簡。
「丈」部若万呂は男性の名。「天剛」は北斗星を意味する
〔剛〕の字は「四」の下に「止」と「寸」を並べる異体字。「天剛」は「天罡(二岡)」と同義。

一一世紀以降、特に中世の事例が多数知られる天罡(星)呪符は、一般に病氣平癒や疫病除けを目的とするといわれる。52は

こうした習俗が八世紀に遡ることを示す貴重な事例。

左右両側面の呪文のような字句は、通常「急々如々律々令」と書かれるものである。元来は「急々なること律令の如くせよ」という意味で、中国で法令文書の末尾に付される決まり文句であったが、のちに呪符へと変化し、平安時代には陰陽道に取り入れられていった。「律令の規定の如く秩序を回復せよ」といつた二ユアンスで、祈祷などの速やかな効果を願うものである。材料の特異性も注目される。厚さ二センチ近くもある分厚い材を使用しており、しかも裏面は割つたままで未調整。これに対してもみえる。

上下両端は表面・左右両側面から斜めに削り込んで面取りしており、部材のような何らかの木製品を割り裂いて転用しているようにもみえる。

53

布の付札

(一七七次 整地土下層木屑層・炭層出土。一二六七九)

主水司布一端六尺

長さ一四〇畳・幅二〇畳・厚さ三畳 ○三型式

主水司の布に付けられた付札。全体に均齊のとれた形をしている。六尺は約一・八メートル。裏面の切り込みの部分には、紐の跡がくつきりと残る。

主水司は宮内省の被管で、宮廷の飲用水や冰などをつかさどる役所。和訓は「もひ(い)とりのつかさ」。時代劇で時おり見かける「主水」と書いて「もんど」と読む武士の名は、「主水」もいどり」が転訛したものである。

54 ナスの付札

(一七七次 整地土下層木屑層・炭層出土。一二六八四)

茄子

長さ八九畳・幅一九畳・厚さ三畳 ○三型式

「茄子」とのみ書かれた付札。左右両辺は切り込みより上が折れていが、元来は通常の付札の形をしていたのであろう。茄子は『和名抄』に「和名奈須比」とあり、また「一名紫瓜子」とも記されるから、今と同じく紫色の、いわゆるナス(ビ)を指す。「山背園司進上」とか「茄子一斗二升」と書かれた長屋王家木簡の例(『平城京木簡』一一一九五)などがあり、奈良時代においても栽培されていたことが知られる。ただしこの場合のように

容積で計量されることが多く、今日のものよりは小型であつたらしい。

ナスはウリ科に属しており、漬物の素材としても代表的なものの一つであつた。「加須津韓奈須比」(=糟漬けの茄子)と記された木簡も出土しており(『平城京木簡』一一二〇五、長屋王家木簡)、奈良漬けのルーツと言えるかも知れない。なお、「延喜式」には、塩漬け・醤漬け・糟漬け三種の調理法が記載されている(内膳司式漬年料雜菜条)ほか、末醤(奈良時代の史料では末醤)漬けもみえる(大膳職式正月最勝王經齋会供養料条など)。

同じく「延喜式」によると、ナスは六月から九月にかけて進上するとされる(内膳司式供御雜菜条)。旧暦では七・八・九月が秋であるから、やはり「秋茄子は嫁に食わすな」の格言(?)どおり、古代においてもナスの旬は秋だつたようである。すると六月のナスは初物ということになろうか。

55 宮城門の警備担当者の記録

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六一八)

(表)丹比門十二月番下
(裏)麻呂

長さ(一六)畳・幅(四)畠・厚さ(二)畠 ○一九型式

「丹比門」は平城宮の宮城門の一つ。丹比門の十二月の警備担当者が麻呂、という内容であろう。平城宮には、東西南北の四面にそれぞれ三つずつ、計一二の宮城門が設けられていた。丹比門はそのうち北面の東よりの門と考えられている。

古代の日本では、奈良時代よりずっと以前から代々門衛をつかさどる氏族があり、平城宮の宮城門にはそれぞれ「佐伯門」「壬生門」のように担当氏族の名前が冠されていた。南面中央の正門だけは朱雀門といふ中國風の美称が使われていたが、伝統的な「大伴門」という名ももつていた。

宮城門の門号は、平安時代の初めに、元の名の音を活かしつつ

56 尾張国造宛の手紙の下書きの木簡

(三一六次、西大溝SD三八二五A出土。一二七四八)

(表)尾張國造御前謹恐々頓首
(裏)頓火火火頭 布布□

長さ(一四七)畠・幅(五)畠・厚さ(四)畠 ○五一型式

尾張國造へ宛てる手紙の書き出し部分が記される木簡。手紙そのものではなく、下書きか習書(練習)であろう。

國造は、大和王権の地方支配体制の中で有力地方豪族に与えられた官職・称号で、「くそう」または「くにのみやつこ」と読む。おもに大化前代に盛行した制度で、最大時には全国に百数十の国造が置かれたが、奈良時代には一員が置かれ、国元での祭祀を担当する役職へと変質していった。「御前」「謹」「恐」「々頓首」といった文言から、目下の者から國造へ送る手紙であることがわかる。七世紀には、「某ノ御前ニ白ス」という独特の書式の木簡(前白木簡と呼ぶ)が用いられたが、その書式を残すものといえよう。

裏面は、一文字目の一「頓」以外は表面との関連が薄い。「火」は古代の地方軍制である軍團に関わる用語で、兵士を十人ごとに組織したチームのこと。「火頭」はその隊長であろう。表面から

意味の良い漢字を当てるという手法で中国風の名称に変更される。佐伯門→藻壁門、壬生門→美福門、といった具合で、丹比門は達智門となつた。ちなみに女院号などで「上東門」「上西門」という呼称もよく耳にするが、これは平安宮がやや縦長に設計変更されたのにともない、東西両面北門のさらに北に増設された二つの門のことである(つまり平安宮では東西両面には各四つの門が設けられた)。したがつて氏族名に由来する門号をもたず、当初から一貫してこの名で呼ばれ続けた。やや異質に響く名称はこのためである。

手紙の下書きをつづけて裏に移つたが、そこで思考がほかへ飛び、それまでとはやや異なる内容の文言に切り替えて書き綴つたように感じられる。あるいは筆者自身が火頭なのであろうか。

下端が尖らせてあるが、よく見るとそれによつて文字の左右が切られている。ここから、下端の成形は文字を書いたのちになされたこと、したがつて記載内容と木簡の形には直接の関係がないことがわかる。ただし、なぜこんな加工を施したかは不明。

57 若狭国から調として納められた塩の荷札²

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六四二)

〔遠敷カ〕〔佐分郷カ〕〔里カ〕
若狭国□□郡□□塩五後 養老六年

〔調カ〕

長さ一一一■・幅三一■・厚さ六■ ○三一型式

若狭国から納められた塩の荷札。
遠敷郡佐分郷は、『和名抄』
の若狭国大飯郡佐分郷で、今福井県おおい町の佐分利川中流域
にある。三家人乙末呂は貢進者の名。養老六年は七二二年。
57には「国一郡一郷一里」という四段階の地域区分がみえる。
これは郷里制と呼ばれるもので、靈龜三年(=養老元年、七一七)
から天平一二年(七四〇)頃までの一時期のみ施行された。
大宝元年(七〇一)の大宝律令により「国一郡一里」とい
う三段階の地方行政区分が整えられたが、五十戸という定数をも
つての編成には、実態とのすり合わせの上で困難を伴うこともあ
った。そのため、従来の「里」を「郷」とし、その下にさらに「里
=こざと」を置くことにより、地域支配のテコ入れを図つたので
ある。57では式多里がこれにあたる。しかし効果が乏しかつたた
めか、二〇年あまりで元の三段階区分へと戻されてしまう。その
際、最小単位の「里」を廃して「国一郡一郷」としたため、当初

の「里」と「郷」とが同じ単位となるという、ややこしい現象が生じてしまったのである。

57の塩の数量は、「五後」という見慣れない単位で記されてい
る。「後」はおそらく「尻」に通じるのであろう(「後」も「尻」
とともに「しり」と読める)。塩の単位に「尻」を使う例は他の
木簡(城一九一ニ六上など)や正倉院文書(『大日本古文書』一、
六四一頁など)でも確認できる。

58 越前国から庸として納められた米の荷札

(九二次、西大溝SD三八二五A出土。一二七五二)

〔表〕越前国登能郡翼倚^レ
〔裏〕庸米六斗 和銅六年

長さ(一〇三)■・幅二三■・厚さ三■ ○三九型式

越前国能登郡翼倚(里)は、『和名抄』の能登国能登郡与木郷
にある。今の石川県羽咋市東部から鹿島町西部に相当する地域
である。羽咋・能登・鳳至・珠洲の四郡からなる能登国は、養老
二年(七一八)に分立するまで越前国の一部だつた。その後、天
平一三年(七四二)に今度は越中國に併合、天平宝字元年(七
五七)に再び分立した。

庸米は、庸として貢進された米。衛士・仕丁・采女や役民の
食料に充てられた。正丁一人あたり三斗(今の一斗三升五合)
約二〇キログラム)。大の月、小の月の一人分の食料に充てる便
宜のために、六斗ないし、五斗八升で梶包された(17の解説参照)。
〔能〕の右側の記号は転倒符。「能登」と書くべきところを「登」
を先に書いてしまったため、語順を逆転させて読むべきことを示
している。58は日本における転倒符使用のごく早い事例の一つ。

59 但馬国から納められた米の荷札²

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六五二)

(表) 但馬国二方郡波太郷

〔服部カ〕
〔裏〕□□□□□五斗

長さ(103)・幅(33)・厚さ(1) ○三九型式

但馬国二方郡波太郷は、「和名抄」の但馬国二方郡八太郷にあたる。今の兵庫県新温泉町西部に相当する地域である。「服部」は貢進者の姓。名は読めない。五斗は白米の貢進単位で、品目は読み取れなけれども米の荷札とみて誤りない。

整地土出土木簡の場合、同じ地域の荷札が集中して見つかることがあり、この木簡の場合も但馬国二方郡の荷札がまとまつてみつかっている(59のほか、2期展示49と、『平城宮木簡』七一―二六五三)。

II 西宮の時代

【西宮の時代の木簡】

67 アワビの付札³

(四一次、中央大溝SD3715出土。一一九七七)

棘甲贏交作鮑一塙

長さ一二四・幅一七・厚さ四 ○五一型式

「棘甲贏」はウニ、「交作」は交ぜ作り、「塙」は土器を数える単位。鮑のウニ和えを土器に入れて貢進する際の付札と考えられている。ウニとアワビの取り合わせは他に例がなく、西宮の豪華な食膳を象徴するかのようである。但し、「作」を「酢(=鮒)(すし)」のこととみて、ウニを混

木簡をよむ 12
ウニとアワビの関係を読み解く

67の「棘甲贏交作鮑」を「ウニをまぜたアワビのすし」ないし「ウニとアワビのまぜずし」と解するのは、若狭の郷土史家、永江秀雄さんの説である(『若狭の歴史と民俗』)。その根拠になつたのは、賛貢進で名高い若狭国遠敷郡青郷の次のような荷札木簡である。

(表) 若狭国遠敷郡青郷御贊貢貝富也交作一塙 城二二一三四下
〔裏〕冰曳五戸

一塙

若狭国遠敷郡青郷御贊貢貝富也并作

城二二一九上

「貽貝富也交作」と「貽貝富也并作」を比較するならば、「交(并)作」が「あえつくり」ないし「あわせつくり」であるのは容易に想像が付くが、実は、これとよく似た貢進物が「延喜式」の若狭国の調の品目に見えているのである(主計寮式若狭国条)。すなわち、

若狭国(行程、上三日、下二日)

調、絹、薄鰯、烏賊、熬海鼠、雜臘、鰯甘鮓、雜鮓、貽貝保夜交
鮓、甲贏、凝菜、塩

(以下略)

永江さんは、鮓は鮒とも書き、鮒・酢・作は相互に通じるから、木簡の「交作」は「交酢」、すなわち『延喜式』の「交鮓」と同じものと考えるのである。まさに卓見と考える。

この考え方で67のウニ・アワビの場合を読み直すと、「ウニ交鮒鰯」ということになる。若狭の木簡のイガイ・ホヤの場合と順序が逆になる(イガイ・ホヤでは主体となるイガイが先で、これにあわせるホヤがある)。ウニ・アワビの場合は、あわせるウニが先で主体となるアワビがある)が、関係はたいへんよく似ている。なぜ逆転が起きるのだろうか。考えられるとすれば、「酢鰯」という品目が見える木簡が結構あることである。「すしあわび」というレシピが熟した言葉として

せた酢鮑（鮑のすし）とみる説も有力である。詳細は、木簡をよむ12をご覧ください。

68 雜魚の干物（腊）の付札2

（四一次、中央大溝SD三七一五出土。一一九八三）

雜魚腊

長さ一〇六mm・幅二一mm・厚さ三mm ○五一型式

さざざまな種類の魚の干物を取り混ぜて貢進したものか。**66**（2期展示）にも「雜魚楚割」がみえるが、縦に割いた短冊状の「楚割」に対し「腊」は丸干しと考えられている。詳しくは、2期解説シートの木簡をよむ7をご覧ください。

69 イチゴの付札

（四一次、中央大溝SD三七一五出土。一一九八七）

伊知比古

長さ五八〇mm・幅二一mm・厚さ二mm ○三三型式

非常に精巧な造り、かつ端正な文字で書かれた芸術品のような木簡である。「伊知比古」はイチゴのこと。イチゴの登場する木簡はたいへん珍しく、二条大路木簡（天平七・八年（七三五・六年））に「伊知比古」の進上木簡が一点（城二二一—二上）と、そのままのすぐ近くの東二坊坊間路西側溝出土木簡に天平十九年（七四七年）の泉坊（泉津周辺にあつた施設か）からの「覆盆子」（「覆盆子」はイチゴの漢名）進上木簡一点、計二点に過ぎない。

正倉院文書の造法華寺金堂所解（天平宝字四年（七六〇））には、栗・枇杷・山桃・干柿などと並んで見え、そこでは「六把」と束・把で計量している（『大日本古文書』卷一六、二九八・二九九頁）から、今のような粒の大きなイチゴではなく、木イチゴや草イチゴの類であろう。

あつたために、ウニ・アワビの場合は、あわせるウニが先で主体となるアワビがあとになつて「……すしあわび」となつた。これに対し、イガイとホヤの場合は、両者がいわば対等に近い関係で用いられたため「……ませすし」になつた、ということかも知れない。

永江さんに教えていただいたことがもう一つある。それは、『土佐日記』にホヤと取り合わせたイガイのすしが登場することである。正月一三日の室津での出来事である。しかも、ここにはなんと鮨鮑も（ウニは出てこないが）並んで登場しているのである。

何の葦蘆にことづけて、老海鼠のつまみの貽鮒（貽貝のすし）、鮐鮑をぞ、心にもあらぬ脛にあげて見せける。

ここでは解釈には立ち入らないことにするが、平安時代の人々にとって身近であつたイガイとホヤのすし、そしてそれの身近に意識されているたらしいアワビのすしが、ずっと古くまで遡ることを木簡は示してくれたのである。貽貝は登場しないが、七世紀の藤原宮の木簡にも、「富也交作」がある（『藤原宮木簡』一一二〇一）。

ついでにもう一つ。長屋王家木簡に次のような一点がある。

石花□□相作一塙〔壹斗〕

城二七一—二二一下

石花は「せ（い）」と読み、なにを指すかには諸説あるが、ホヤ説も有力である。とするならば「相作」とあることといい、これもまたここで取り上げた木簡の仲間であるだろう。「相」は「并」「交」に通じるとみてよい。但し、何とも悔しいのだが、「すし」の主体となるべき品物と思しき二文字が読めない。

* *

このように永江さんの説はたいへん魅力的である。ただ、永江さんのように考えるのには、ネットになることが一つだけある。それは「鮓」を「酢」と書く例が多いが、これを人偏に替えて「作」とする例がこれまでに確認できない一方、「交（并）」と組み合わさる時に限つて「作」になることである。『延喜式』にあるような「交鮓（酢）」と書かれた荷札が見つかって、ここで述べた謎が氷解する日が待たれるのである。

69は称徳天皇の西宮に關わる木簡とみられるから、イチゴは奈良時代半ば以降、食材として利用されていたことがわかる。

角俣

(二七次、SK三七三〇出土。一二四八八)

長さ一九八mm・幅二三三mm・厚さ三mm ○三一型式

ツノマタは、海藻のうち紅藻類の一種。鹿角菜にもツノマタの訓があるが、區別されているようである。今のツノマタ、ヒラコトジなどにあたるといわれている。『延喜式』には志摩國貢進物として見える(主計寮式志摩国条)。

ツノマタの登場する木簡も少なく、二条大路木簡に一点(『平城京木簡』三一四九八〇)と、徳島県觀音寺遺跡(阿波國府関連遺跡)出土木簡(『木簡研究』三一、一七〇頁⁽³²⁾)に一点あるだけである。

木簡をよむ13

木簡と大極殿院のビミョーな関係

毎年当館で開催している「地下の正倉院」展、今年は奈文研創立60周年ということで、木簡のみならずさまざまな遺物や展示品で第一次大極殿院をテーマとする特別展を企画した。そのなかで頭を悩ませたことの一つが、実は木簡の位置付けなのである。

率直に言うと、木簡と大極殿院はあまり相性がよろしくない。なぜなら、大極殿院はあくまで国家的な儀礼の場であつたから。ここを舞台とする恒常的な儀式は正月元日の朝賀だけであり、あとは天皇の即位儀礼や外国(＝唐や新羅・渤海など)の使節への謁見といった臨時の行事が催されるくらいで、普段はがらんどうの空間だったと思

われる。そんな大極殿院で、日常業務のなかでこそ本領を發揮する木簡が使われる機会は、実はかなり稀だったと考えられるのである。誤解を恐れず正直に申し上げれば、今回出品した木簡の多くは『大極殿院の木簡』とはい難く、強いて言えば『大極殿院周辺で出土した木簡』たちである。

もちろん、まつたく関係ない木簡ばかり展示了訳ではない。例えば1期展示1は大極殿院造営の時期やそこで働く役民たちの姿を語つてゐるし、2期展示21は宮内でも最重要施設たる大極殿院の建設に「飛騨工」という木工職人のエキスパート集団があたつていたことを教えてくれる。また、3期展示34からは、東西樓閣解体に本来禁止されていた衛士の労働力としての動員が行われていたことが推察され、現場の過酷さが偲ばれる(詳細は各期解説シート参照)。

しかしこれらは(少なくとも同規模の施設であれば)どこででも起りうる事象であり、大極殿院そのものの性格、用途やそこでの儀式の様子を直に伝えるものではない。その関係はあくまで間接的である。むしろ、逆説的ではあるが、直接に関係する木簡があまりないという事実が大極殿院の性格をよく表している、とも言えるだろう。

皮肉なことに、第一次大極殿院が大極殿院でなくなつたとき、つまり西宮の時代になると様相が変わつてくる。天皇クラスの貴人の居所とはいえ、西宮はあくまで日常生活の場である。だから、例えば本期で展示したアワビの付札(1期展示60・2期展示65・3期展示67)は西宮での生活の様子、高級食材が食卓に並ぶ宮殿という西宮そのものの性格を物語つている可能性が出てくるのである。

ただし、これらの木簡のほとんどは西宮の東、内裏との間を流れる基幹排水路SD三七一五からの出土であるから、東の内裏側から捨てられた可能性も皆無ではない。しかし、出土のしかたから西側の西宮に関係する可能性が高いと判断しているわけである。今回は展示に供さなかつたが、SD三七一五の木簡には、当然東側の内裏の様相を伝える資料も含まれてゐるはずである。

かくて私たち史料研究室員は、解説シートの執筆に例年以上の苦労を強いられたのであった……。

【木簡が見つかった遺構】

西大溝SD三八二五 (56 58)

第一次大極殿院の西辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。後述の池SG八一九〇を起点とし、大きく三時期に分けられている。大極殿院の時期に属するSD三八二五Aは最大幅一・八m、深さ約五〇cmある。SD三八二五Bは、池SG八一九〇の造成に伴つて堤を築いたあと、取水口を東に約七〇cmずらして新たに掘削している。木簡は三時期合わせて二六四点（うち削屑一二七点）出土した。

大極殿院東南隅外側整地土 (15 16 17 18 19)

第一次大極殿院造営当初に施された整地土。大極殿院内のうち、磚積擁壁南側の内庭広場から南面築地回廊にかけて広がる。木簡は、整地土に紛れ込んだ单発的な状態で、計一四点出土した。

中央大溝SD三七一五 (67 68 69)

第一次大極殿院の東辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。幅二一三m、深さ約一mの素掘りの溝である。二度の改修の痕跡が認められる。調査は総延長約六〇〇mにわたつて実施されており、木簡はこれまでに一四二〇点（うち削屑九八一点）が出土している。奈良時代を通じて機能した溝だが、木簡には出土地点ごとにある程度の内容のまとまりが受けられる。

土坑SK三七三〇 (72)

第一次大極殿院東面築地回廊と中央大溝SD三七一五の間にある土坑。西宮の南東隅に近く、中央大溝SD三七一五から西宮関係の食材の木簡がまとめて出土した位置よりも七〇メートルほど北にあたる。木簡は四点出土した。

（史料研究室）

東樓SB七八〇一 (33 34 37)

第一次大極殿院南門の西、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された楼閣建物。桁行五間、梁行三間の総柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計一四五点（うち削屑一二四七点）出土した。

西樓SB一八五〇〇 (35 36)

第一次大極殿院南門の西、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された楼閣建物。桁行五間、梁行三間の総柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計二四〇点（うち削屑一五四点）出土した。

東樓SB七八〇一 (33 34 37)

第一次大極殿院南門の東、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された楼閣建物。桁行五間、梁行三間の総柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計二四〇点（うち削屑一五四点）出土した。

佐紀池南岸整地土 (52 53 54 55 57 59)

後述の池SG八一九〇の南岸、西大溝SD三八二五の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は二七一点点（うち削屑六三点）出土した。

